

住吉小いじめ防止基本方針（令和４年７月３日策定）

吉田町立住吉小学校

- I いじめの防止対策等の基本的な考え方
 - １ いじめの定義と様態
 - ２ いじめの構造への理解
 - ３ いじめ防止及び発見・対応の基本的な考え方
- II 具体的ないじめ防止対策
 - １ 学校いじめ防止基本方針の策定
 - ２ いじめ対策委員会の設置
 - ３ いじめ防止等のための指導・支援
 - (1) いじめの未然防止のために
 - (2) いじめの早期発見・早期対応
- III 重大事態への対処
 - １ 重大事態のケース
 - ２ 重大事態についての調査
 - ３ 情報の提供
 - (1) いじめに対する措置
 - (2) 報道への対応

はじめに

平成 25 年 9 月 28 日に施行された「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、平成 26 年 3 月に静岡県においても「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」が策定されました。同法では、各学校において「学校いじめ防止基本方針」の策定（同法第 13 条）及び「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」の設置（同法第 22 条）が義務づけられました。

住吉小学校においても、いじめ防止対策推進法の意義を踏まえ、適切に対応するため、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を設置します。

I いじめの防止対策等の基本的な考え方

1 いじめの定義と様態

いじめとは、「児童・生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われている物を含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。代表的ないじめの表れ・行為として以下の(1)から(8)のような様態があります。

- (1) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- (2) 仲間はずれ、集団から無視される。
- (3) 軽く体を当てられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- (4) 体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (5) 金品をたかられる。
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (8) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

(1)から(8)の一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子どもの立場に立って判断します。いじめであるかを判断する際に「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることを認識し、当該児童や周囲の状況等をしっかりと確認します。

2 いじめの構造への理解

住吉小学校では、「いじめはどの児童にも、どこでも起こりうるもの」と考えています。いじめた・いじめられたという二つの立場に加え、当該行為をはやし立てたり、面白がったりする「観衆」としての児童がいることや「傍観者」として周りで見えぬふりをして関わらない児童がいるという大阪市立大学名誉教授森田洋司氏「いじめの4層構造」の認識に立っています。

現状では、住吉小学校において、「暴力を伴ういじめ」のような深刻ないじめは発生していませんが、からかいや無視など「暴力を伴わないいじめ」が、長期間にわたったり、多くのものから集中的に行われたりすることで、生命または心身に重大な危険を生じさせるという認識を持って対処します。

3 いじめ防止及び発見・対応の基本的な考え方

いじめは、どの児童にも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての児童に向けた対応が必要と考えます。いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。いじめられた児童は心身ともに傷つき、その傷の大きさや深さは、本人でなければ実感できません。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。しかし、いじめが行われる場面は、学校内だけでなく、校外で発生し重篤化するケースも考えられます。情報機器の普及に伴う問題も増加傾向にあ

り、小学生にとっても安心できない状況にあります。いじめが重篤になるほど状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。したがって、未然の防止とともに早期発見・早期対応を車の両輪と考えます。

(1) いじめの未然防止のために

いじめを未然に防止するためには、いじめた児童や周りの児童が、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切と考えると同時に、まずいじめが起こりにくい人間関係を作り上げていくことが求められると考えます。心の通い合う、いじめに向かわない、温かな人間関係の中で、健やかでたくましい児童を育てていきます。

児童は、家庭・学級・学校等の集団において、まず自分はどのような人間であるか自己理解を深めていきます。その際、自己有用感・自尊感情を持つことで、正しいことに自信をもって取り組めるようになっていきます。このために、住吉小学校で長年に渡って実践している「**誇りの育成**」(あいさつ・気づき・みがき合い)をさらに推進していきます。「誇りの育成」を含めた諸活動の中で、自己を取り巻いている他者とは、どのような人間であり、どのような考え方や行動をするか他者理解を深めていきます。

このため傾聴を基礎とする他者の意見・考え方を受け入れる他者の受容と、自分の考え方をしっかりと分かりやすく伝える自己主張を繰り返し指導します。そこで、「ありのままの自分を相互に受け止め合うような関わり合い」の体験(信頼体験)を通して豊かな感受性を促進していきます。

教職員と児童との信頼関係を大切に、豊かな感受性や自己有用感をもつ児童の集団を育み、その集団の中で安心して自分を表現できる環境づくりに努めます。きまりを守ろうとする意識(規範意識)や互いを尊重する感覚(人権感覚)を学級活動や道徳の時間を活用し、児童自らが体験できる機会を大切に、健やかで豊かな心を持った児童の集団を育てていきます。

家庭、地域、学校それぞれが連携して、児童自身の自立をめざすことが大切だと考えます。家庭には、児童との関わりや対話を大切に、児童をありのままに受け止め、児童が安心感や信頼感で満たされるよう努めていくことが大切であると発信し続けます。また、地域には、温かく、時に厳しく見守っていただくよう呼びかけます。

(2) いじめの早期発見・早期対応

いじめをできるだけ早期に発見し、適切に対応するため、学校内ばかりでなく家庭、地域等からもいじめの事実(いじめの現場を目撃した等)の情報提供を求めます。保護者の教育権に基づき、いじめられる側といじめる側の児童の保護者にしっかりと情報・状況を説明します。

併せて、「**地域の児童は地域で育てる**」という考えのもと、学校や家庭だけでなく、地域総がかりで基本的な考え方を共有し、いじめを未然に防止するように啓発していきます。

ア 早期発見ーいじめはどの子にも起こりうるという立場に立つー

いじめのサインは、いじめを受けている児童からも、いじめている児童からも出ています。深刻な事態にならないため、周りの大人が常に児童に寄り添い、児童たち

のわずかな変化を手がかりにいじめを見つけていきます。

住吉小学校では、いじめを訴えやすい機会や場をつくり、児童や保護者、地域住民からの訴えを真摯に受け止め、直ちにいじめの有無を確認します。また、日頃から、定期的にアンケート調査等を実施するなど、積極的ないじめの発見に努めます。

イ 早期対応ーいじめられている児童の立場に立って組織的にー

いじめが発見された場合には、深刻な事態にならないように学校は状況に応じて家庭・地域と連携し、速やかに協力して対応します。

いじめられた子への支援、いじめた児童や周りの児童への指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組を確認して対応します。

状況によっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察、児童相談所、医療機関、人権啓発センター法務局など関係機関等とも深く連携します。

II 具体的ないじめ防止対策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

住吉小学校では、国及び県、町のいじめ防止等のための基本的な方針を参考にして、児童の実情に応じ実効性のある具体的ないじめ防止対策等基本方針を策定しました。

これは、本校の学校経営の基本理念である「学校が楽しい、この学校で働きたいと思える安心・安全な学校づくり」や学校経営目標の1つ「家庭や地域の方の信頼に応えるよう謙虚な気持ちで取り組む」の観点から住吉小学校教職員全員で取り組んでいます。

児童が、安心・安全を感じ、居心地の良さを感じ取れるよう、いじめの防止・発見・対応のすべての対策段階で「さ」最悪の事態を想定し「し」慎重に「す」素早く「せ」誠意をもって「そ」組織として対応するという対策上の「さしすせそ」を厳守する

を基本方針とします。年度当初の職員会議において共有する場を設定します。必要に応じて、見直しを行っていきます

2 いじめ対策委員会の設置

構成員は、校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・学年主任とします。

いじめ対策委員会は、生徒指導主任を座長とし、情報の収集、記録、共有や取組方針の企画立案をはかるため、毎週金曜日打合せ終了後、いじめ対策委員会を開き、現状把握や進捗状況の確認を行います。また、いじめ事案発生時には、緊急会議を開いて対応を協議するなど、学校が組織的にいじめの問題に取り組むために中核的な役割を担います。

必要に応じて、委員会には、学級担任や教科担当、養護教諭等関係の深い教職員、親と子の相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育委員会指導主事等を追加します。

いじめの様態によっては、対応のために専門家、医師、警察官経験者など外部専門家に協力を求めます。

3 いじめ防止等のための指導・支援

(1) いじめの未然防止

本校では、次のような取組を今後とも実施していきます。

① 道徳教育等の推進

・教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図り、社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養います。

② 児童の自主的活動の場の設定

・授業・学校行事・学級活動・児童会活動などで、児童が「ありのままの自分を相互に受け止め合うような関わり合い」を育む機会を設けます。

・学年の発達段階に応じて、行事等の活動の中に個や小集団の創意を生かし活動することや「誇りの育成」(あいさつ、気づき、みがき合い)の推進を通して、「ありのままの自分」をより高め、自尊感情をもたせます。

・特別活動において、学級活動や児童会活動を中心に、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、児童が話し合い、合意形成を図り、役割を分担し、協力して実践するなどの自治的な活動を積極的に取り入れます。

③ 児童の規範意識の形成の推進

・規範意識を高めるため、「生活の約束」を毎年見直し、曖昧な部分をなくし、明確化した上で、各教室に掲示し、日常生活の中から意識を高めます。また、保護者にも理解した上で協力いただけるようPTA総会や通知等で周知を図ります。

・また、児童の規範意識は、「気づき」で友達が認めてくれることだけでなく、教職員が児童のよい行いに対して積極的に価値づけることを通して規範意識を高めるため、児童の行動をよく見て、声をかけることを心がけます。

④ 保護者や地域への啓発

・いじめは絶対に許されない行為であり、学校は全力でいじめ防止対策を推進することを保護者や地域に対して発信します。一方で、児童の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、すぐに学校に相談するよう啓発します。

・LINEに代表されるSNSにおけるいじめ被害を防止する上で、保護者には、子どもがSNS上でどのようなやりとりをしているのか内容を確認することの有用性と重要性を理解してもらい、保護者の責任として実施するよう呼びかけます。

・防犯教室の一環として実施する6年生対象の「ケータイ教室」等に保護者にも出席してもらい、SNSそのものに対する理解や現状の問題を理解していただけるよう心がけます。

・保護者に保護・監督という法的な責任があるだけでなく、SNSを行うことのできるスマートフォン、タブレット等の機器を与えることによる道義的な責任についても理解していただきます。

・デジタル社会における倫理的な考え方や行動規範であるデジタルシティズンシップ、および情報モラルに関する啓発も行い、保護者が家庭における指導においてこれらの

観点を重視するよう促します。

(2)いじめの早期発見・早期対応

① 児童の実態把握

児童に対する日常的な観察、日記や作文等児童が書いたことからの確認を基盤に、定期的にアンケート調査等を行います。

本校で行う「いじめのアンケート」は、教師の気づかない(潜在的な)いじめがどの程度起きているかを把握することを主な目的とします。「いじめアンケート」は、いじめが起りにくい学校や学年・学級の雰囲気や相談支援を作る補助的な方策と考えますが、重要な手立てとも考えています。

集計される数字を真摯に受け止め、日々、児童の問題と向き合う当事者として、よりよく改善していくために実施します。

② 相談体制の整備

スクールカウンセラーや親と子の相談員の協力を得て、児童、保護者、教職員の相談を専門的な見地から助言する体制を整備します。いじめの相談を受けた場合には、いじめの事態に応じて、家庭や地域等と連携し、いじめを受けた児童やいじめについて報告した児童の立場を必ず守ります。

③ 学校のいじめに対する措置

ア いじめの被害相談や報告を受けたり、児童がいじめを受けていると思われたりするときは、素早く慎重に事実確認を行います。いじめを受けている子には、絶対に護る姿勢で痛みや不安に寄り添いながらじっくりと支援します。いじめをしている子には、まずいじめと決めつけず、いじめに至る心理的背景に配慮し聞き取ります。ただし、うそや言い訳、ごまかしを絶対に見逃さないよう、5W1H(いつ・どこで・だれが・なにを・なぜ・どのように)を意識し、事実を明確にしていきます。その上で、必要な指導・支援をしていきます。

イ いじめが確認された場合は、いじめを止めさせ、再発防止のため、学校組織で取り組み、必要に応じてスクールカウンセラー等心理等の専門家の協力を得ながら、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援、いじめを行った児童とその保護者に対する指導・助言を継続的にを行います。

ウ 必要に応じて、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるように、いじめを行った児童を離すなど、環境を再整備します。

エ いじめを受けた子どもの保護者と、いじめを行った子どもの保護者の間で争いが起こることのないよう、保護者と情報を共有します。

オ いじめが犯罪行為として扱われるべきものであると認められるときは、警察に相談し、連携して対応します。また、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報するなど、適切な援助を求めます。

カ 校長および教員は、いじめを行った児童に対して、教育上必要があると認められると

きは、人格の成長を促すため、適切に懲戒を加えます。

④ 教職員の資質向上

教職員に対し、計画的に事例検討などの研修を行います。

研修には、いじめ、生徒指導問題、人間関係プログラム、情報モラル、人権問題、SST等幅広い内容の研修を行います。

Ⅲ 重大事態への対処

Ⅰ 重大事態のケース

(1) いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いあると認める
とき。

(2) 欠席の原因がいじめと疑われ、児童が相当の期間、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で児童が一定期間連続して欠席しているとき。

(3) 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

Ⅱ 重大事態についての調査

(1) 重大事態が発生した場合は、直ちに吉田町教育委員会に報告します。

(2) 教育委員会との連携のもと、対策のための組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を慎重に行います。

Ⅲ 情報の提供

いじめを受けた児童およびその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供します。

(1) いじめに対する措置

教育委員会の指導・助言を受け、組織的にいじめられた児童への支援、いじめた児童や周りの児童への指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組を確認して、対応します。

状況によっては、警察や児童相談所、医療機関、人権啓発センター法務局など関係機関等とも深く連携します。

(2) 報道への対応

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要なことから、教育委員会の指導・助言を受け、初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意します。

附 則 令和 7 年6月2日 一部改定